

報告第四九二號

山門都入和利に於ける小作争訟状況

致生 昭和八年 八月十二日

併次 昭和十年十一月十五日

山門都入和利に於ける小作争訟状況

- 一、 致生場所 山門都入和利血債
- 二、 致生月日 昭和八年 八月十二日
- 三、 終結月日 昭和十年十一月十五日
- 四、 關係人長 地主一名、小作人一名
- 五、 關係團體 小作人側 全長輪協働会
- 六、 關係面積 田二反二畝少
- 七、 致生原因
地主は小作人か入止元、十年度分小作料を而和し居るが年一割二分の利息を附し内容証明郵便を以て請求したる處小作人は組合の趣意を求め應せざるに依り昭和八年八月十二日而前小作料請求の訴訟を提起したるに因る。

八、 経過